

## 「福島県家庭教育支援チーム」実施要項

### 1 趣旨

都市化や核家族化、ひとり親家庭や共働き家庭の増加、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、子育てに悩みや不安を抱えつつ、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭も存在し、また、児童虐待や不登校など、子どもの育ちをめぐる課題も懸念され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

こうした中、子どもたちの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の登録制度を設ける。

### 2 登録要件

地域の多様な人材を中心に組織し、保護者や子どもへの家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームであり、次の（１）から（３）までの要件をすべて満たしていること。

（１）具体的な取組内容として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、以下のア～エのいずれか又はこれらを組み合わせた取組を行うものであること。

ア 保護者等への学びの場の提供

保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応等

イ 保護者等への地域の居場所づくり

地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や日常的な交流の場の提供等

ウ アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者や子どもの居場所に出向いて届ける支援）

保護者や子どもの居場所（自宅や学校、企業等）に出向いての情報提供や相談対応等

エ その他、取組の目的・内容等が家庭教育支援に資するもの

（２）継続的な取組を行うものであること。

なお、活動時期に偏りがある、活動回数が少ない場合でも、福島県教育委員会が継続的な取組であると認めた場合はその限りではない。

（３）その他、家庭教育支援チームとして登録すべきでない特段の事情がないこと

### 3 登録申請

登録しようとする家庭教育支援チームは、登録申請書（様式５）に必要事項を記載し、当該チームの活動拠点が所在する域内教育事務所に提出すること。

#### 4 登録

- (1) 福島県教育委員会は、申請チームの取組が上記2の登録要件をすべて満たしていると判断できるときは、「福島県家庭教育支援チーム」の登録を行うとともに、確認の結果を申請チームに通知するとともに、関係市町村教育委員会へ情報提供を行う。
- (2) 登録団体には、「家庭教育支援チーム登録証」を送付する。
- (3) 登録有効期限は原則5年間とし、登録日から5年後の3月31日までとする。
- (4) 登録団体は、団体の求めに応じて、かつ、登録要件を満たしている場合は、文部科学省が行う「家庭教育支援チーム」へ登録することができる。

なお、登録に当たっては、別途文部科学省の定める申請書に記入のうえ、申請するものとする。

#### 5 広報・情報提供等

福島県教育委員会は、登録チームの概要（チーム名、活動拠点、活動内容、連絡先等）を社会教育課ホームページに公表（福島県地域学校協働本部人材バンクデータともリンクする）するとともに、各市町村教育委員会等へ周知する。また、登録チーム同士の交流を促進するため、家庭教育支援者全県研修、地域家庭教育支援者地区別研修等で情報を提供する。

また、登録団体には福島県教育委員会より研修会や家庭教育支援等の情報を提供する。

#### 6 登録の取消し

登録チームが上記2の登録要件を満たさなくなったとき、または登録チームから登録の取消希望があったときは、その登録を取り消すことができる。

#### 7 変更及び更新

登録チームにおいて、申請書の記載事項に変更が生じた場合、又は、上記4（2）の登録期間が満了する場合は、申請書に必要事項（変更の場合は変更事項のみ、期間満了の場合は全ての事項）を記載の上、当該チームが所在する教育事務所へ提出すること。

この要項は、令和3年6月16日より適用する。